

寒冷地手当支給規則の一部改正について

1 改正の理由

寒冷地手当支給官署として指定されている岩手復興局釜石支所が、平成 25 年 5 月 1 日付けの官署移転に伴い、非支給官署になることから、その指定を解除する必要がある。

2 改正の内容

復興庁が廃止されるまでの間、寒冷地手当支給規則(昭和 39 年総理府令第 33 号。以下「規則」という。)別表に岩手復興局宮古支所及び岩手復興局釜石支所を加える読替規定(附則第 3 項)から、岩手復興局釜石支所を加える部分を削除する。

※ 規則別表の官署の定めについては、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和 24 年法律第 200 号)第 3 条第 2 項の規定により、人事院の勧告事項とされているが、単なる官署の廃止や名称の変更に伴う改正等については、官署の新規指定の場合と異なり、気象条件等の実質的判断を行うものではないことから、従来より勧告を要しないものとして処理されているところ。

3 施行期日

公布日(平成 25 年 10 月 31 日)

(注) 本件は行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 3 条第 2 項第 5 号に該当することから、同法第 6 章(意見公募手続等)の規定が適用されないものである。